

## 学校感染症と出席停止についてのお知らせ

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。お子様が下記のような感染症にかかれた場合、出席停止となりますので、速やかに学校へご連絡ください。（体温アプリ LEEBER のご連絡で構いません）医師の指示等により、他へ感染させるおそれなくなり再登校される際には、別紙の書類を学校へ提出してください。

### 【学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準】

分類	病名	出席停止の基準
第一種	エボラ出血熱　クリミア・コンゴ出血熱　痘そう 南米出血熱　ペスト　マールブルグ病　ラッサ熱 急性灰白髄炎ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 (SARS) 中東呼吸器症候群 (MERS) 及び特定鳥インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。(幼児は3日)
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹 (はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	風しん (3日ばしか)	発しんが消失するまで。
	水痘 (みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
第三種	コレラ　細菌性赤痢　腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス　パラチフス　流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎　その他の感染症※	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

※溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、  
感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、伝染性軟属腫 (水いぼ)、伝染性膿痂疹 (とびひ))

【学校感染症に感染した場合に、学校へ提出していただく書類】

提出書類名	場合	記入者
①インフルエンザ報告書	インフルエンザに罹患した場合に提出	保護者の方が記入
②学校における感染症等に係る登校に関する意見書	インフルエンザ <u>以外</u> の学校感染症に罹患した場合に提出	受診した医療機関で記入してもらう
※新型コロナウイルス感染症につきましては、報告書や意見書の提出の必要はございません。		

主治医殿

下記の児童につきまして、以下にご記入の上、保護者にお渡しくださいますようお願いいたします。

## 【学校における感染症等に係る登校に関する意見書】

大阪教育大学附属天王寺小学校

校長 小崎 恭弘様

\_\_\_\_年 \_\_\_\_組 \_\_\_\_番 児童氏名 \_\_\_\_\_

下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則にもとづき、

令和 年 月 日より療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、

令和 年 月 日より登校が可能であると判断しました。

### 第1種感染症

(疾患 \_\_\_\_\_) [治癒]

### 第2種感染症

- 麻しん [解熱後3日経過]       風しん [発しん消失]  
 水痘 [すべての発しんの痂皮化]     咽頭結膜熱 [主要症状消褪後2日経過]  
 流行性耳下腺炎 [耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現したあと5日経過しかつ全身状態が良好]  
 百日咳 [特有の咳が消失 または 5日間の適正な抗菌性物質製剤療法が終了]  
 結核 [感染のおそれなし]       髄膜炎菌性髄膜炎 [感染のおそれなし]

### 第3種感染症

- 流行性角結膜炎       急性出血性結膜炎       腸管出血性大腸菌感染症  
 コレラ       細菌性赤痢       腸チフス       パラチフス

第3種その他の感染症

( \_\_\_\_\_ )

いまだ病名の確定には至っていませんが、下記のような症状から「感染のおそれなし」と判断できず、現時点での登校・登園は不適切であると判断します。

血液・粘液を含む便	この24時間以内に複数回の嘔吐	原因不明の発しん
よだれを伴う口内痛・口内炎	発熱・脱水などの全身症状と持続する原因不明の腹痛	
がんこな咳たん	唾液腺の腫大	

そのほかの意見 ( \_\_\_\_\_ )

令和 年 月 日

医療機関名 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_